

答弁書第十八号

内閣参甲第二三号

昭和二十四年三月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄 殿

参議院議員橋本萬右衛門君提出農家報奨物資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員橋本萬右衛門君提出農家報獎物資に関する質問に対する答弁書

農家への報獎物資に対しては農林省においても、經濟安定本部においても、係官が頻繁に現地に出向いて地方の実情を精査し、可能の限り確實にこれを施策に織り込んでゐる。そのため報獎物資制度は未だ日が浅いにもかかわらず日を追つて円滑適切化してゐるものと信じてゐる。

昭和二十二年産麦、馬鈴薯及び米、甘藷の供出に対する報獎物資として當時の物資需給の關係から已むを得ず一部銘仙を加えたが不評の向もあつたので、昭和二十三年からは全部報獎用織物は木綿織物原反として銘仙は廃止した。酒は全部清酒とすべく努力してゐるが清酒の量が極めて少く、國家財政の立場もあり、全部を清酒とすることは困難であるが、今後とも質の向上をはかり、農村の実情に即した報獎制度の実現を図りたい。